

神戸市告示第 345 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 24 年 8 月 9 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定する区域

中央区東川崎町 2 丁目 14 番の一部

中央区東川崎町 2 丁目 20 番の一部

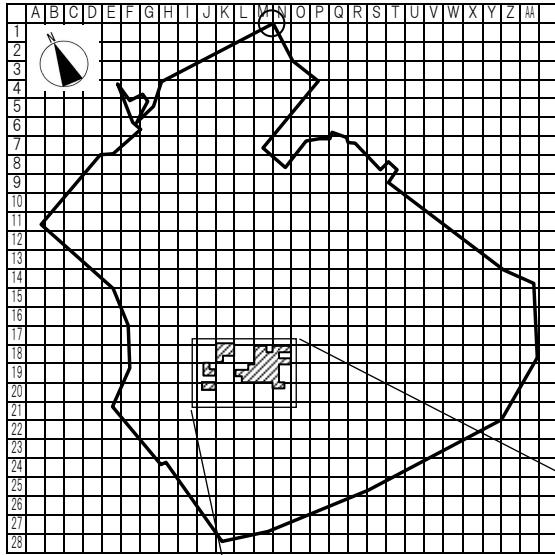
(別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

別図



30m 格子図

<凡例>

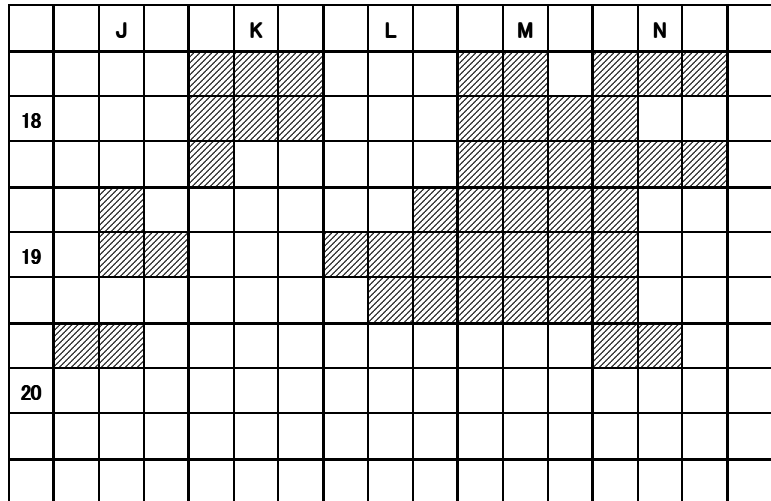
- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は中央区東川崎町2丁目14番1の北端(No.3126)の地点とする。

<格子の回転角度>

24° 21' 14"
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m又は30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



10m 格子図